

「指定認知症対応型通所予防介護・通所介護うのきデイサービス」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県第4671200394号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護・通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として以下の全ての条件を満たす方が対象となります。

- ・霧島市在住の方
- ・要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び認知症の方
- ・日常生活自立度のランクⅡ以上の方

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について

1. 事業所

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人春成会 |
| (2) 法人所在地 | 霧島市国分中央三丁目19番15号(20号) |
| (3) 電話番号 | 0995-45-0011 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 加倉 瑞子 |
| (5) 設立年月日 | 平成9年10月1日 |

2. 事業の概要

(1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護・通所介護事業所認知症専用型

平成17年6月1日

(2) 事業の目的

医療法人春成会が設置運営するうのきデイサービス（以下「事業所」という。）が行なう指定介護予防通所介護・通所介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態者、及び要支援状態者で認知症の状態である者に対し、適正な介護予防通所介護・通所介護サービスを提供することを目的とします。

(3) 運営の方針

事業所の職員は、介護予防通所介護・通所介護サービスを行なうに当たっては、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮致します。

事業所の職員は、介護予防通所介護・通所介護サービスを行なうに当たっては、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の立場に立って、ご利用者様の選択に基づき、適切な保険・医療・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮致します。

事業所の職員は、介護予防通所介護・通所介護サービスを行なうに当たっては、ご利用者様の意志及び人格を尊重し常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される介護予防通所介護・通所介護サービス等を公正に行なうよう心掛けます。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(4) 通所介護事業所の名称等

○名称 うのきデイサービス

○所在地 鹿児島県霧島市国分中央三丁目19番20号

○電話番号 0995-45-0078

○管理者 大山 夕紀

3. 職員の職種及び職務内容

(1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行ないます。

(2) 従事者

生活相談員 1名以上 看護職員 1名以上 介護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上（看護職員含む）

※上記の従事者は、それぞれの職務に応じた介護予防通所介護・通所介護サービスの提供にあたります。

4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

(1) 営業日 月～土 ただし、12月31日から1月2日を除きます。

(2) 営業時間

① 8時30分から17時30分まで（7時から8時間のサービス提供）

5. 指定介護予防通所介護・通所介護の利用定員

12名／日

6. 指定介護予防通所介護・通所介護の内容

事業の内容は次の通りとし、介護予防通所介護・通所介護サービスを提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所介護サービスが法定代理受理サービスであるときは、その利用者様の負担割合証の額とします。

(1) 基本事業サービス

- 1) 生活指導
- 2) 健康チェック
- 3) 食事の提供
- 4) 日常生活動作訓練（機能回復訓練）
- 5) 養護
- 6) 家庭介護教室

(2) 通所事業サービス

- 1) 送迎サービス
- 2) 入浴サービス
- 3) 機能訓練サービス

7. 介護予防通所介護・通所介護の利用料

(1) 施設利用料について

介護保険制度では、収入によって負担割合が異なります。また、介護度やサービス提供時間等によって利用料が異なります。以下に、サービス提供時間が7時間以上8時間未満かつ自己負担一割の場合の利用料を記載します。

(2) R6年4月改正

○要介護1	894円	○要介護2	989円
○要介護3	1086円	○要介護4	1183円
○要介護5	1278円		

～その他～

○利用時間延長	別途給付算定有		
○機能訓練体制加算	27円		
○入浴加算	40円		
○サービス体制強化加算	22円	(介護福祉士が50%以上配置に限り)	
○口腔栄養スクリーニング加算	20円	(6カ月に1回)	
○認知症介護処遇改善加算I	18.1%		

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることとします。

食材料費…ご利用者様に提供する食費の材料にかかる費用です。

1回：昼食（おやつ込み）650円

<支払い方法>

毎月15日に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法あります。契約時にお選びください。

8. 通常の事業の実施地域

通常の送迎の実施地域は、霧島市とします。

9. サービス利用に当たっての留意事項

1) 食べ物について

当事業所では、ご利用者様の栄養面を考えながら、管理栄養士が献立を考えています。そのため、食べ物の持込はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、食べ物の持ち帰りもご遠慮ください。

2) お休みについて

ご利用者様がお休みされる時は、前日までにご連絡ください。(但し、当日体調不良等の際はその限りではありません)

3) 利用の中止、変更、追加について

当事業は、介護予防サービス計画・居宅サービス計画に基づいて行われますが、介護予防通所介護・通所介護サービスの利用を中止又は変更を、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には実施日の前日までに事業所にお申し出下さい。

4) 薬等について

当事業所は、通所介護となりますので薬をお出しすることはできませんので、ご了承ください。但し、体調がすぐれない時は、医師が対応いたしますので、ご遠慮なくお申し出下さい。

5) 金銭・貴重品の管理について

当事業所では、貴重品、現金を基本的にお預かりする事はできません。トラブルの原因になり兼ねますので、持ち込まないようにお願い致します。

10. 緊急時等における対処方法

職員は、介護予防通所介護・通所介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告致します。

管理者の医学的判断により、対診が必要と認める場合は他医療機関での診療を依頼することがあります。また、当事業所における介護保険サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。ご利用者様の心身の状態が急変した場合、当事業所はご利用者様およびご家族様が指定するものに対し、緊急に連絡します。

11. 非常災害対策

1) 当事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する計画を作成します。

2) 当事業所は、非常災害に備え、年2回以上は避難・救出その他必要な訓練を行います。

1 2. 介護予防通所介護計画・通所介護計画の作成

- 1) 事業所は、ご利用者様の心身の状況や希望、環境をふまえて、機能訓練等の目標と目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を介護予防サービス・居宅サービス計画の内容に沿って作成致します。
- 2) 作成に当たっては、ご利用者様またはそのご家族様に内容を説明し、ご利用者様の同意を得て、捺印の上、計画書をご利用者様に交付致します。

1 3. 秘密保持

職員は正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者及びそのご家族様の秘密をもらしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者様及びご家族様から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保健サービスの利用の為の市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
- ② 介護保健サービス担当学会議などにおいて、ご利用者様及びご家族様の個人情報を用いる場合。

1 4. 個人情報の保護

- 1) ご利用者様の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- 2) 個人情報の取扱いに関するご利用者様の苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応致します。

1 5. 要望または苦情等の申出

ご利用者様およびご家族様は当事業所の提供する介護保険居宅サービスに対しての要望又は苦情などについて、担当生活相談員に申し出ることができ、または、備付けの用紙、管理者宛の文書で.所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。尚、相談窓口は次の通りとします。

<事業所相談窓口>

事業所名 うのきデイサービス

担当者 管理者（大山 夕紀）

事業所住所 霧島市国分中央三丁目19番20号

電話番号 0995-45-0078

＜その他相談窓口＞

鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 099-286-2111 9:00～17:00（平日）
鹿児島県国民保険団体連合会 介護保険課介護相談室	鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号 099-213-5122 9:00～17:00（平日）
霧島市長寿・障害福祉課 介護保険グループ	霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号 0995-45-5111 8:15～17:00（平日）

16. 事故発生時の対応

- 1) 当事業所は、ご利用者様に対する通所サービスにより事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者様のご家族様、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 事業者は、ご利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

17. 記録の整備

- 1) 当事業所は、ご利用者様に対する通所介護サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存致します。
 - ① 介護計画
 - ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - ⑥ 虐待・身体拘束廃止に関わる記録

18. 虐待防止 身体拘束廃止関係

- 1) 当事業所は、利用者様の尊厳を守るために、安全かつ心地よく通所の時間を過ごして頂き質の高いサービスを提供できるよう、虐待防止・身体拘束の排除に取り組んでおります。
- 2) 虐待防止・身体拘束につきましては、当事業所の方針をご理解いただくと共に相談を常に受け付けております。

令和 6 年 4 月 1 日改定 介護報酬改定、食費

令和 7 年 6 月 21 日改定 管理者変更